

Nabeshima Labor management



職場における労働衛生基準が変わりました

多様な労働者の働きやすい環境整備への関心の高まり等の社会状況の変化を踏まえ、職場における労働衛生基準が改正されました。令和3年12月1日に事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、また同規則の一部運用の見直しが行われました。また、事務所における温度基準についても見直されました。作業場における衛生基準が守られているか確認しましょう。

照度について

● 作業面の照度基準が3区分から2区分になりました ※施行：令和4年12月1日

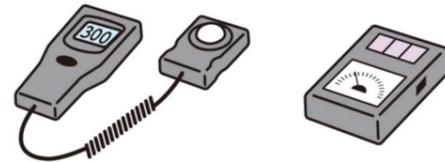
改正前		改正後	
作業の区分	基準	作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上	一般的な事務作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上		
粗な作業	70ルクス以上	付随的な事務作業*	150ルクス以上

※資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。

事務所において労働者が常時就業する室における作業面の照度基準が、従来の3区分から2区分に変更されました。「一般的な事務作業」については300ルクス以上、「付随的な事務作業」については150ルクス以上であることが求められます。

・どうやって測る？

照度計



便所について

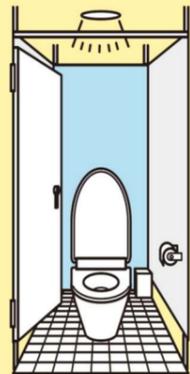
● 新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられました

設置基準の見直しが行われ、男性用と女性用に区別して設けるという原則を維持しながら、同時に就業する労働者が常時10人以内の場合には、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、独立個室型の便所をひとつ設けることにより足りるようになりました。

▶「独立個室型の便所」とは



OK



NG

- ✓ 男性用と女性用に区別せず、単独でプライバシーが確保されている
- ✓ 便所の全方向が壁等*で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である
*視覚的、聴覚的観点から便所内部が便所外部から容易に知覚されない堅牢な壁や扉のこと。
- ✓ 1個の便房により構成されている
- ✗ 仕切り板又は上部もしくは下部に間隙のある壁等によって構成されている

温度について

● 事務所において、事業者が空気調和設備を設置している場合の、労働者が常時就業する室の気温の努力目標値が変わりました。 ※施行：令和4年4月1日

改正前 17度以上 28度以下

改正後 18度以上 28度以下

《筆者：山崎》

お知らせ

当事務所の年末年始休暇は12月29日(木)～1月4日(水)となります。皆様方のご厚情に深く感謝申し上げます。来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

自然との共生



日光が紅葉で混雑しているときは足尾方面に向かい、細尾峠に駐車して「禅頂行者道」を歩いています。(鹿沼の古峰神社から日光の茶の木平に通じています。)

薬師岳・夕日岳・地藏岳の往復です。



私の大好きな尾根歩きで、自然を満喫するには最高です。

私のひとこと

今年も残り少なくなりました。1年間があつという間に過ぎ去り新年を迎えることになりました。まずは健康で日常生活を過ごせていることに感謝しています。先日、早朝に出發して日光の中禅寺温泉駐車場に駐車し、「茶の木平」を歩いてきました。この山には忘れられない思い出があります。25年ほど前に素人だった私をこの山に誘ってくれたベテラン先輩に指導を受けた時の記憶が今でも心に強く残っているからです。あの時以来1度もこの山には登っていませんでした。その先輩は北海道の方でしたので今は音信不通になってしまいました。当時茶の木平にはロープウェイが通じていて小さなお店もありましたが、跡形もなくなっていました。今は整備された自然だけが残っている状態です。その当時を思い起こしながらゆっくりと歩いてきました。春ならばヤシオで登山者もにぎわうところですが、山頂は私一人でした。温かいみそ汁とおにぎり朝食、昼食を同時に済ませ、過去を思い出しながらの山行でした。駐車場に戻ったら観光客でいっぱいでした。来年も山行ができることを願っています。1年間ありがとうございました。心から御礼を申し上げます。 鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

